平成２７年（フ）第２４１号
青森市佃１丁目14番37号　メゾンタートル103号
債務者　松田　育夫
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５０９号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2248番地の１　グリーンハイツ102
債務者　森井　照子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５１２号
神奈川県小田原市板橋301番地の10　スカイハイツ103号
債務者　鍬田　勝彰
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５１６号
神奈川県秦野市今泉671番地の１　アヤベマンション　301号
債務者　小泉　恭平
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５２６号
神奈川県足柄上郡中井町井ノ口2229番地４　グレイスフル中井204
債務者　加納みどり
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１１４１号
愛知県あま市石作郷25番地１
債務者　猪飼　洋子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６００号
熊本市北区龍田町弓削398番地８
債務者　坂本　　論
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８６１号
神戸市灘区弓木町２丁目３番７―201号
債務者　山本　悦子（旧姓土手）
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６９号
神戸市兵庫区須佐野通３丁目２番13号　ハイツアビエスフィルマ203号
債務者　山崎　規子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８６号
神戸市兵庫区駅南通１丁目２番26号　サンライズビルＫＯＢＥ407
債務者　稲岡　惠司
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０８号
神戸市中央区栄町通４丁目３番３号ベルファース栄町1007号室、住民票上の住所神戸市東灘区住吉東町３丁目２番９号　セルダン住吉川　201号
債務者　室屋いづみ
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９１２号
神戸市兵庫区東山町４丁目１番地の10　ワコーレグランシティ東山406号
債務者　髙橋　良子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３４号
兵庫県宝塚市安倉南２丁目19番２号　坂西レジデンスⅠ　101号
債務者　井関　一郎
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
佐賀県伊万里市東山代町里177番地59、前住所佐賀県伊万里市大川町川西1499番地
債務者　龍　　真紀（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１３４号
佐賀県伊万里市立花町29番地５　番場商店２Ｆ
債務者　副島　充二
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２２６号
秋田市土崎港南３丁目５番10号　港南パートⅢ101号
債務者　鎌田　俊男
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２７号
長野県松本市大字内田3405番地ロ　薬師平茜宿内
債務者　川上　皆夫
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
長野地方裁判所松本支部